

福岡県告示第千六百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則について、平成十五年八月二十九日付で次のように認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十五年九月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

一 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

矢部川漁業協同組合

福岡県八女市大字山内七四八番地

漁業権の免許番号 内共第一号

(三)(二) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

矢部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、すっぱん、

えび、かに、うぐい、おいかわ、やまめ(えのは)、にじます()の採捕(以下「遊漁」といふ。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内
吸込釣	一人 三本以内
うなぎつけ	一人 五個以内
かにえさつけ	一人 三個以内
さで網	一人 一統
投網	一人 一統

イ 遊漁の禁止期間

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
かに	一二月一五日から翌年八月三十一日まで
えび	五月一日から六月三〇日まで
わかさぎ	四月一日から一〇月三〇日まで
あゆ	一〇月一六日から翌年五月三十一日まで
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
うぐい	三月一日から五月三十一日まで
すっぽん	一月一日から三月三十一日まで及び 六月一日から七月三十一日まで

やまめ(えのは)	一〇月一日から翌年二月末日まで
にじます	一〇月一日から翌年二月末日まで

ウ 全長等の制限

(1) 網漁具の使用による水産動物の採捕を五月一日から五月三十一日までの期間禁止する。ただし、こい、ふなを採捕する網目四センチメートル以上の網漁具を使用する場合は、この限りでない。

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 二〇センチメートル以下
ふな	全長 七センチメートル以下
うなぎ	全長 二五センチメートル以下
にじます	全長 一五センチメートル以下
やまめ(えのは)	全長 一〇センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 五センチメートル以下
つぐい	全長 一〇センチメートル以下
わかさぎ	全長 三センチメートル以下
すっぽん	体重 二〇〇グラム以下
かに	甲長 四センチメートル以下
えび	全長 三センチメートル以下

エ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、こい、ふな、 うなぎ、わかさぎ、 すっぽん、えび、 かに、うぐい、 おいかわ(はや)、 やまめ(えのは)、 にじます	山門郡瀬高町大字本郷 名鶴井堰ゲート上流五メートルから同ゲート 下流四五メートルまで	一月一日から 二月三十一日まで
	山門郡瀬高町大字本郷 太田堰の上流五〇メートルから下流二〇〇メ ートルまで	一月一日から 二月三十一日まで
	八女郡星野村大字東山こもり淵 本星野堰上流九四メートル標柱より上流五〇 メートルの標柱まで	
	八女郡星野村一の瀬 野添堰から上流二〇〇メートルまで	
	八女郡上陽町大字北川内 寄口橋から上流三〇〇メートルまで	
	八女郡黒木町大字大淵 砂原淵堰から上流本田橋まで	一月一日から 二月三十一日まで
	八女郡黒木町大字木屋 長淵堰から上流原天満宮下まで	
	八女郡黒木町大字湯辺田 釜屋橋上流一五〇メートルから惣川内堰下流 六〇メートルまで	
	八女郡立花町大字兼松 兼松橋から上流多々良橋まで	
	山門郡瀬高町大字本郷字三本松 大和堰の上流五〇メートルから下流旧国鉄佐 賀線鉄橋まで	
山門郡三橋町大字磯鳥字石林 三瀧用水取入口から下流同用水余水路口まで	二月一日から 五月三十一日まで	
山門郡瀬高町大字広瀬 広瀬堰の上流一〇メートルから下流二〇〇メ ートルまで		
八女市大字津江 花宗堰の上流二〇メートルから下流一〇〇メ ートルまで		

八女市大字矢原 白木川合流点から下流三〇〇メートル標柱ま で	九月一日から 一〇月三十一日まで
山門郡瀬高町大字本郷 旧国鉄佐賀線鉄橋から松原堰まで 筑後市大字北長田字西境瀬 松永川合流点(観光橋)から上流二八〇メ ートルまで	

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊魚する場合は遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、ゴムボートを使用するものとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ(えのは)、わかさぎ、うぐい、にじます、えび	投網、徒手	一年 七千円
	さで網、徒手	一年 五千円
かに、うなぎ	うなぎつけ かにえさつけ	一年 五千円
あゆ	手釣、さお釣	一日 八百円
こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ(えのは)、わかさぎ、うぐい、にじます、えび	手釣、さお釣、徒手	一日 五百円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

水産動物	漁場区域	漁業権番号
(1) 表	花宗池	内共 第九号
	岩岳川	内共 第八号
	被川	内共 第七号
	今川	内共 第六号
	八木山川	内共 第五号
	室見川	内共 第四号
	筑後町(下流)	内共 第三号
	筑後川(上流)	内共 第二号
	矢部川	内共 第一号

(7) 表

。 次の(ア)表に掲げる第五種共同漁業権漁場に係るすべての漁場区域において、(イ)表上欄に掲げる水産動物を同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁しよつとする者は、あらかじめ同表下欄に掲げる一年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

- ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する組合員、釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- (3) 県内共通遊漁の承認に関する事項
- ア

- イ アに規定する遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、福岡県内水面漁業協同組合連合会（福岡市博多区東公園七番七号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店等において行うものとする。
- (4) 遊漁承認証に関する事項
 - ア 組合及び内水面漁連は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
 - イ 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- (5) 遊漁に際して守るべき事項
 - ア 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 - イ 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。
- オ 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。
- カ この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。
- (6) 漁場監視員
 - ア 漁場監視員は、この規則の施行に関し、必要な指示を行うことがある。
 - イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はや）、かに、えび、うぐい、すっぱん	手釣、さお釣 三本以内	五千元
こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はや）、かに、えび、うぐい、すっぱん	手釣、さお釣 三本以内	三千元
あゆ	手釣、さお釣 一本	四千元
やまめ（えのは）、にじます	手釣、さお釣 三本以内	三千元
わかさぎ	手釣、さお釣 三本以内	二千元

- (7) 違反者に対する措置
 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- (8) 遊漁規則の施行日
 平成十五年九月一日

二 筑後川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則

- (一) 漁業権者の名称及び住所
 筑後川漁業協同組合

福岡県朝倉郡朝倉町大字古毛四六五番地

- (三)(二) 漁業権の免許番号 内共第二号

- (1) 遊漁規則の内容

- (1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

筑後川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場のうち、久留米市小森野堰魚道下端から上流筑後川本流(日本流を含む。)、久留米市小森野千歳橋(水屋橋)から上流の新宝満川(日本流)、甘木市と三井郡境から下流の小石原川及び佐田川の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、すっぱん、えび、かに)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内
ろっすけ	一人 五個以内
うけ	一人 五個以内

うなぎかこ(うけ)	一人 五個以内
うなぎ筒	一人 五個以内
投網	一人 一統
にこりすくい	一人 一統

イ 禁止漁具

空針(かけ針)釣により水産動物を採捕してはならない。ただし、あゆかけを除く。

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
かに	二月一日から翌年八月三十一日まで
えび	七月一日から八月三十一日まで
あゆ	一月一日から五月十九日まで
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
すっぱん	一月一日から三月三十一日まで及び六月一日から七月三十一日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	えび	体重 〇・三グラム以下	全長等
	すっぱん	体重 二〇〇グラム以下	
	かに	甲長 四センチメートル以下	
	こい	全長 一六センチメートル以下	
	ふな	全長 三センチメートル以下	
	うなぎ	全長 二二センチメートル以下	
	おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下	

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	あゆ	浮羽郡田主丸町 片の瀬橋上流五〇〇メートルから下流三〇〇メートルまで	九月一五日から 一一月二〇日まで
		三井郡北野町大字高島 渡下一八〇メートル横堰から下流一五〇メートルまで	一月一日から 一一月三一日まで
		朝倉郡朝倉町大字山田 山田堰下から浮羽郡吉井町大字橋田、乞食江湖末まで	一月一日から 一一月三一日まで
		三井郡大刀洗町大字三川 床島堰下、鬼殺淵	九月一日から 一一月一五日まで
		三井郡大刀洗町大字三川 鳥飼旧渡場から八幡川原下まで	一一月一日から 翌年五月一〇日まで
		久留米市東柳原町 久留米大橋の下流二〇メートルから下流二〇〇メートルまで	

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合は、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、船を使用して遊漁をする場合には、同表の金額とは別に一年間一万元の特別遊漁料を納付するものとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	さお釣(友釣、ひっかけ釣)、徒手	一日 八百円
おいかわ(はや)	にこりすくい、徒手	一年 三千円
こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、すっぱん、かに、えび	手釣、さお釣、徒手	一日 五百円
	投網、徒手	一年 七千円
	うけ類、徒手	一年 三千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

うけ	一人	五個以内					
かにつけ	一人	五個以内					
手釣、さお釣	一人	三本以内					
漁具・漁法	規 模						

(5) 遊漁に際して守るべき事項
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。
 (6) 漁場監視員
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。
 (7) 違反者に対する措置
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。
 (8) 遊漁規則の施行日
 平成十五年九月一日

三 甘木市漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則
 (一) 漁業権者の名称及び住所
 甘木市漁業協同組合
 福岡県甘木市大字下浦一五八五番地
 漁業権の免許番号 内共第二号
 (三)(二) 遊漁規則の内容
 (1) 遊漁についての制限の範囲
 ア 漁具・漁法の制限
 甘木市漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場のうち、甘木市と三井郡境から上流の小石原川及び佐田川の区域(ダムを含む。)において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、わかさぎ、やまめ、かに)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

うなぎかこ(つけ)	一人	五個以内					
にこりすくい	一人	一統					
投網	一人	一統					

イ 禁止漁具
 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、わかさぎ	漁具・漁法	船(ゴムボートを含む。)使用 びん漬(類似のものを含む。)	こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに	空針釣(ひっかけ釣)		
	江川ダム、寺内ダム内での網漁具						

ウ 遊漁の禁止期間
 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	かに	期間	二月一日から翌年八月三十一日まで	あゆ	一月一日から五月十九日まで	こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
	おいかわ(はや)		二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)	やまめ	十月一日から翌年二月末日		

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全長等
わかさぎ	全長 三センチメートル以下
かに	甲長 四センチメートル以下
やまめ	全長 一〇センチメートル以下
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
うなぎ	全長 二二センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区域	期間
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、わかさぎ、かに	甘木市 夫婦石頭首工の上流五〇〇メートルから下流五〇メートルまで 甘木市 寺内橋より上流ダムサイドまで	一月一日から 二月三十一日まで

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合は遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
------	-------	-----

あゆ、やまめ	釣、徒手	一日 五百円
こい、ふな、かに、おいかわ(はや)、うなぎ、わかさぎ	釣、徒手	一日 五百円
	にこりすくい、徒手	一年 三千円
あゆ、こい、ふな、かに、おいかわ(はや)、うなぎ、わかさぎ、やまめ	うけ類、徒手	一年 三千円
	投網、徒手	一年 七千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分之一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場

所において漁場監視員に納付することができる。

- (3) 県内共通遊漁の承認に関する事項
矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。
- (4) 遊漁承認証に関する事項
矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。
- (5) 遊漁に際して守るべき事項
矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。
- (6) 漁場監視員
矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。
- (7) 違反者に対する措置
矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。
- (8) 遊漁規則の施行日
平成十五年九月一日

四 下筑後川及び佐賀県筑後川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

下筑後川漁業協同組合

福岡県久留米市安武町武島一七五〇番地の一

佐賀県筑後川漁業協同組合

佐賀県三養基郡北茂安町大字江口一三四二番地の三

漁業権の免許番号 内共第一号

(三)(二) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

下筑後川及び佐賀県筑後川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場のうち、久留米市宮の陣橋から下流の筑後川本流(宝満川及び新宝満川の旧本流を含む。)の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、すっぱん、えび、かに)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内
投網	一人 一統
たも網	一人 一統 径二メートル以内
四手網	一人 一統(一箇所)
ろっつけ	一人一〇個以内
うなぎつけ	一人 五個以内
つけ類	一人 五個以内

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
うなぎ	柴漬
こい、ふな	三重底刺網 空針釣(ひっかけ釣)

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
あゆ	一月一日から五月一九日まで
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
かに	二月一日から翌年八月三十一日まで
えび	七月一日から八月三十一日まで
すっぱん	一月一日から三月三十一日まで及び 六月一日から七月三十一日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下

ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
うなぎ	全長 二センチメートル以下
かに	甲長 四センチメートル以下
えび	体重 〇・三グラム以下
すっぽん	体重 二〇〇グラム以下

才 禁止区域
 次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、こい、ふな、 おいかわ(はや)、 うなぎ、えび、かに、 すっぽん	久留米市荒木町	一月一日から 二月三十一日まで
	荒巻堰下流二〇メートルから下流三〇メートルまで	
	久留米市荒木町	
	白口県道橋から下流五〇〇メートルまで	
	朝倉郡朝倉町恵蘇宿	
	山田堰下から浮羽郡吉井町大字橋田之食江湖	
	勿まで	
	三井郡大刀洗町大字三川	
	床島堰下鬼殺淵	
	久留米市大字武島	
守武用水取水口から下流金丸川河口第一荒子		
まで		
三漕郡三漕町大字草場	九月一日から 一〇月一五日まで	
漕水機入口沈瀬から草場東荒子まで		
三井郡大刀洗町大字三川字角敷		
鳥飼渡場から八幡川原下まで	一〇月一五日まで	
久留米市		
久留米大橋の下流二〇メートルから下流二〇	翌年五月一〇日まで	
〇メートルまで		

久留米市安武町武島 筑後大堰の上流三〇〇メートルから同堰下流 三〇〇メートルまで	一月一日から 二月三十一日まで
久留米市篠山町 篠山城跡の北西端と新宝満川の本流の合流点 と小森野堰の三角点を結ぶ線から下流三〇〇 メートルまで	二月一日から 四月三〇日まで
佐賀県三養基郡三根町大字浜田 旧渡場と対岸坂口渡場を結ぶ線から上流三〇 〇メートルまで	
久留米市荒木町 鹿兒島本線鉄橋から上流二〇〇メートルまで	

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、ゴムボートを使用して釣りをする場合には、同表の金額とは別に一年間七千円の特別遊漁料を納付するものとする。

水 産 動 物	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、かに、えび、おいかわ(はや)	釣、さお釣、徒手	一日 五百円
こい、ふな、うなぎ、すっぽん、かに、えび、おいかわ(はや)	投網、たも網、四手網、うけ類、ろこつけ、徒手	一年 七千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無 料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。

(7) 違反者に対する措置

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。

(8) 遊漁規則の施行日

平成十五年九月一日

五 下筑後川、三又青木、大川、大野島、川口、上新田、久間田、沖端、浜武、佐賀県筑後川、千代田町、諸富町、早津江、大詫間及び南川副漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

下筑後川漁業協同組合

福岡県久留米市安武町武島一七五〇番地の一

三又青木漁業協同組合

福岡県大川市大字鐘ヶ江四一六番地

大川漁業協同組合

福岡県大川市大字小保九六八番地の三九

大野島漁業協同組合

福岡県大川市大字大野島二八六四番地の一

川口漁業協同組合

福岡県大川市大字新田一三二七番地の二

上新田漁業協同組合

福岡県大川市大字新田一〇九六番地の二

久間田漁業協同組合

福岡県柳川市大字七ツ家二二七番地

沖端漁業協同組合

福岡県柳川市大字矢留本町一番地、二番地

浜武漁業協同組合

福岡県柳川市大字南浜武六二三番地の二

佐賀県筑後川漁業協同組合

佐賀県三養基郡北茂安町大字江口一三四二番地の三

千代田町漁業協同組合

佐賀県神埼郡千代田町大字崎村一七三五番地

諸富町漁業協同組合

佐賀県佐賀郡諸富町大字寺井津一四六番地の二

早津江漁業協同組合

佐賀県佐賀郡川副町大字早津江三七三番地の一

大詫間漁業協同組合

佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間一七〇番地の一

南川副漁業協同組合

佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道一七五七番地の三

(三)(二) 漁業権の免許番号 内共第三号

遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

下筑後川、三又青木、大川、大野島、川口、上新田、久間田、沖端、浜武、佐賀県筑後川、千代田町、諸富町、早津江、大詫間及び南川副漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、うなぎ、えび、かに)の採捕(以下「遊漁」という。)をす

る場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内 吸込釣は川岸より二五メートル以内
投網、たも網	一人 一統 たも網の口径は一メートル以内
四手網	一人 一統 一箇所
うけ類	一人 五個以内
ろとうけ	一人一〇個以内
うなぎ笊 <small>せん</small>	一人 五個以内

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
こい、ふな	三重底刺網
うなぎ	空針釣(ひっかけ釣)
こい、ふな、えび、かに、うなぎ	佐賀県水域における船を使用する投網

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
------	-----

こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
-------	---------------

かに	一二月一日から翌年八月三十一日まで
えび	七月一日から八月三十一日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
うなぎ	全長 二センチメートル以下
かに	甲長 四センチメートル以下
えび	体重 〇・三グラム以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
こい、ふな、えび、かに、うなぎ	佐賀県佐賀郡諸富町 蒲田津橋から橋津橋(堂がい橋)まで 三瀬郡城島町 江島渚水機入口からお仙荒子まで 三瀬郡城島町 番所水門から上流四〇〇メートルまで 三瀬郡城島町大字大依 大清橋から下流一、〇〇〇メートルまで	一 一月一日から 翌年三月三十一日 まで

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、ゴムボートを使用して釣りをする場合には、同表の金額とは別に一年間七千円の特別遊漁料を納付するものとする。

水産動物	漁具・漁法		遊漁料
	手釣、さお釣、徒手	投網、たも網、さで網、四手網、うけ類、るつづけ、徒手	
こい、ふな、えび、かに、うなぎ	一日	五百円	
	一年	七千円	

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

(7) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。
違反者に対する措置

(8) 遊漁規則の施行日
平成十五年九月一日

六 室見川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所
室見川漁業協同組合

(三)(二) 福岡県福岡市早良区内野二丁目二〇番地の三〇

漁業権の免許番号 内共第四号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

室見川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、やまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

投網	漁具・漁法	規模
		一人一統

イ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで

こい、ふな	六月一日から六月三十日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
やまめ(えのは)	一〇月一日から翌年二月末日まで

・投網による漁業は、一月一日から六月三十日までの期間禁止する。
ウ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全長等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
やまめ	全長 一二センチメートル以下

工 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、こい、ふな、 おいかわ(はや)、 やまめ	福岡県福岡市早良区 次郎丸河原橋から西区橋本乙井堰まで 福岡市早良区 亀丸堰から次郎堰まで及び西区橋本乙井堰から小田部堰まで	一月一日から 一二月三十一日まで

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁

する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、やまめ、おいかわ(はや)	投網	一年 四千元

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場

所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。

(7) 違反者に対する措置

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。

(8) 遊漁規則の施行日

平成十五年九月一日

七 八木山川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

八木山川漁業協同組合

福岡県鞍手郡若宮町下二二〇九番地

(三)(二) 漁業権の免許番号 内共第五号
 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

八木山川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（はや）、わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内
投網	一人 一統

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
こい、ふな	空針釣り（ひっかけ釣り）
あゆ	投網
あゆ、こい、ふな	船（ゴムボートを含む。）使用

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
------	-----

あゆ	一月一日から五月三十一日まで
こい、ふな	六月一日から六月三十日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、こい、ふな	福岡県鞍手郡若宮町大字千石	月一日から 二月三十一日まで
	クツバ堰から上流三〇〇メートルまで	
	福岡県鞍手郡若宮町大字中畑	
	犬淵から上流二〇〇メートルまで	
福岡県鞍手郡若宮町大字千石	トントン堰から上流一〇〇メートルまで	三月一日から 七月三十一日まで
	福岡県鞍手郡若宮町大字三千畑	
鬼ヶ淵から上流三〇〇メートルまで		

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水 産 動 物	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
---------	-----------	-------

こい、ふな	釣、徒手	一日 八百円
	釣、徒手	一日 五百円
	投網、徒手	一年 七千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (3) 県内共通遊漁の承認に関する事項
- (4) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。
- (5) 遊漁承認証に関する事項
- (6) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。
- (7) 遊漁に際して守るべき事項
- (8) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。
- (9) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。
- (10) 違反者に対する措置
- (11) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。
- (12) 遊漁規則の施行日
- (13) 平成十五年九月一日
- (14) 京二川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則
- (15) 漁業者の名称及び住所
- (16) 京二川漁業協同組合

(三)(二)

福岡県行橋市大字流末一七六番地の一
漁業権の免許番号 内共第六号

(1) 遊漁規則の内容

ア 漁具・漁法の制限

京二川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第六号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、わかさぎ、すっぱん、かに、えび、やまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣、さお釣	一人 三本以内
投網	一人 一統
たも網	一人 一統
うなぎかご及び筒	一人 五個以内
ろっつけ	一人 三個以内
かにえさつけ	一人 五個以内
にこりすくい	一人 一統

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぱん、かに、えび、わかさぎ	船(ゴムボートを含む。)使用

こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、えび	空針釣(ひっかけ釣)
あゆ	投網

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期 間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
かに	五月一日から六月三〇日まで
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで
すっぽん	一月一日から三月三十一日まで及び 六月一日から七月三十一日まで
えび	五月一日から六月三〇日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
うなぎ	全長 二二センチメートル以下

かに	甲長 四センチメートル以下
すっぽん	体重 二〇〇グラム以下
やまめ	全長 一〇センチメートル以下
わかさぎ	全長 三センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、わかさぎ、えび	行橋市新地	一月一日から 二月三十一日まで
	苅田用水ダム二〇メートルから上流二〇メートルまで	
	行橋市寺畔	
	行橋井堰から上流二〇メートルまで	
	京都郡犀川町柳瀬	
	山鹿樋ノ口井堰から上流二〇〇メートルから下流四〇〇メートルまで	
	田川郡赤村大字赤	
	合田井堰から下流合田橋まで	
	田川郡赤村赤	
	岩溝井堰から上流一五〇メートルまで	
田川郡赤村大字赤	一月一日から 二月三十一日まで	
十津川湯ノ口井堰から上流五〇〇メートルまで		
田川郡赤村赤		
田川郡添田町大字津野	一月一日から 二月三十一日まで	
松平橋から上流全域		

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁

する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料	あゆ	釣、徒手	一日	五百円	
			わかさぎ	釣、徒手	一日	五百円	
こい、ふな、うなぎ、おいかわ(はや)、やまめ、すっぽん、えび	投網、徒手	一年	七千円	手にこりすくい、徒手	一年	五千円	
				うなぎかご、筒、徒手	一年	五千円	
				かに	かにえさつけ、徒手	一年	五千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場

所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。

(7) 違反者に対する措置

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。

(8) 遊漁規則の施行日

平成十五年九月一日

九 京二川漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

京二川漁業協同組合

福岡県行橋市大字流末一七六番地の一

漁業権の免許番号 内共第七号

(三)(二) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

京二川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、すっぽん、かに、えび、やまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣、さお釣	一人 三本以内
投網	一人 一統
たも網	一人 一統
うなぎかご及び筒	一人 五個以内
ろっつけ	一人 三個以内
かにえさつけ	一人 五個以内

にじりすくい	一人 一統
--------	-------

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、えび	船(ゴムボートを含む) (使用)
こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、えび	空針釣(ひっかけ釣)
あゆ	投網

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
こい、ふな	六月一日から六月三十日まで
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
かに	五月一日から六月三十日まで
すっぽん	一月一日から三月三十一日まで及び六月一日から七月三十一日まで
えび	五月一日から六月三十日まで

エ 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全長等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
うなぎ	全長 二一センチメートル以下
かに	甲長 四センチメートル以下
すっぽん	体重 二〇〇グラム以下
やまめ	全長 一〇センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区域	期間
あゆ、こい、ふな、おいかわ(はや)、うなぎ、やまめ、すっぽん、かに、えび	行橋市 中須橋から上流二五〇メートルまでの区域	一月一日から 一二月三十一日まで
	京都府犀川町大字木井馬場 鍋淵橋から下流五〇〇メートルまでの区域	一月一日から 一二月三十一日まで
	行橋市大字眞菰 鶴壇上流五〇〇メートルから下流中須橋までの区域	一月一日から 翌年五月三十一日まで

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合は遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物

漁具・漁法

遊漁料

あゆ

釣 徒手

一日 五百円

こい、ふな、うなぎ、おいかわ(はや)、やまめ、すっぱん、えび

釣、徒手

一日 五百円

うなぎ

うなぎかこ、筒、徒手

一年 五千円

かに

かにえさつけ、徒手

一年 五千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認証に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。

(7) 違反者に対する措置

(8) 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。
遊漁規則の施行日
平成十五年九月一日

十 岩岳川漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

岩岳川漁業協同組合

福岡県豊前市大字岩屋六八八番地

(二) 漁業権の免許番号 内共第八号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

岩岳川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、おいかわ(はや)、あまこ)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
さお釣	一人 三本以内

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
こい、ふな、おいかわ(はや)、あまこ	空針釣(ひっかけ釣)
	投網

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる

期間行つてはならない。

水産動物	期 間
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ(はや)	二月一日から二月末日まで (ただし、さお釣による場合を除く。)
あまこ(えのは)	一〇月一日から翌年二月末日まで

工 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ(はや)	全長 三センチメートル以下
あまこ(えのは)	全長 一〇センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
こい、ふな、おいかわ(はや)、あまこ(えのは)	福岡県豊前市岩屋 岩屋呑堰から上流五〇〇メートルまでの区域	一月一日から 一二月三十一日まで
	福岡県豊前市香川 二股堰から上流三〇〇メートルまでの区域	
	福岡県豊前市岩屋 大河内天和堰から上流岩屋橋までの区域	
	福岡県豊前市岩屋 向井堰から上流全域	

福岡県築上郡吉富町
延命堰から上流五〇〇メートルまでの区域

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな、あまこ、おいかわ(はや)	漁具・漁法	遊漁料
	手釣、さお釣、徒手	一日 五百円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児 中学生及び肢体不自由者	無料
	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場
所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 県内共通遊漁の承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。

(4) 遊漁承認に関する事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。

(5) 遊漁に際して守るべき事項

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。

(6) 漁場監視員

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。

(7) 違反者に対する措置

矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。

(8) 遊漁規則の施行日

平成十五年九月一日

十一 犬山漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業者の名称及び住所

犬山漁業協同組合

福岡県八女郡黒木町大字本分四四九四番地

漁業権の免許番号 内共第九号

(三)(二) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

犬山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第九号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物（こい、ふな、おいかわ（はや）、わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、さお釣	一人 三本以内

イ 禁止漁具

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる漁具・漁法により遊漁してはならない。

水産動物	漁具・漁法
こい、ふな、わかさぎ、おいかわ（はや）	船（ゴムボートを含む。）使用 空針釣（ひっかけ釣）

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間行つてはならない。

期 間

水産動物	期 間
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで
おいかわ（はや）	二月一日から二月末日まで （ただし、さお釣による場合を除く。）
わかさぎ	四月一日から一〇月三十一日まで

工 全長等の制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全 長 等
こい	全長 一六センチメートル以下
ふな	全長 三センチメートル以下
おいかわ（はや）	全長 三センチメートル以下
わかさぎ	全長 三センチメートル以下

オ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物は、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

水産動物	区 域	期 間
こい、ふな、おいかわ（はや）、わかさぎ	福岡県八女郡黒木町 順礼堰から下流一五〇メートルまでの区域	一月一日から 二月三十一日まで

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表中欄に掲げる漁具・漁法により遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな、わかさぎ、おいかわ(はや)	手釣、さお釣	一日 五百円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生及び肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、組合事務所、組合が指定する釣具店等において行わなければならない。ただし、手釣、さお釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (3) 県内共通遊漁の承認に関する事項
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)項と同じ。
- (4) 遊漁承認証に関する事項
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)項と同じ。
- (5) 遊漁に際して守るべき事項
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)項と同じ。
- (6) 漁場監視員
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)項と同じ。
- (7) 違反者に対する措置
 矢部川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(7)項と同じ。
- (8) 遊漁規則の施行日
 平成十五年九月一日